

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）3月14日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

道内鉄道ネットワーク評価分析事業委託業務

## 2 業務の目的

本道の鉄道ネットワークは、地域住民の暮らしや本道の社会経済活動を支える重要なインフラであるとともに、国内外からの来道者の移動や、道内はもとより、本州との間の物資の輸送手段として、重要な役割を担っている。

こうした鉄道網の重要性に関し、観光立国や食料安全保障、カーボンニュートラルといった国家戦略的な観点も考慮しつつ、鉄道がネットワークとして果たす様々な役割や価値について、北海道新幹線札幌開業を見据えた上で、可能な限り定量的に評価するための調査を実施する。

## 3 業務の内容

### (1) 鉄道ネットワークの現状分析

ネットワークを構成する各線区の現状及び札幌開業を見据えた今後の動向について、既存データ等を基に分析するとともに、各線区がネットワークを形成することによる観光等への影響・効果に関し、関係者へのヒアリング等により把握する。

#### ・利用状況等分析

道やJR北海道等が公表している既存データ等を基に各線区の現在の利用状況及び札幌開業を見据えた今後の需要動向について分析する。

#### ・関係者ヒアリング

行政機関や経済団体、交通事業者などに対し、鉄道が存在することによる様々な面での影響・効果についてヒアリング等を行う。

### (2) 様々な観点からの評価分析

(1)の分析結果を活用しながら、鉄道がネットワークとして、全道規模または国家規模で果たす様々な役割や価値について、札幌開業を見据えた上で、可能な限り定量的に評価を行う。

#### 【想定される観点】

○観光：国内旅行者及びインバウンド増に対する受け皿としての北海道の役割 等

- 食料安全保障：全国への食糧供給基地としての北海道の役割 等
- 環境：広大な自然環境を有する北海道において鉄道が持つ環境負荷軽減への役割 等
- 国土強靱化：首都圏等との距離的關係などの地理的特性を有する北海道の役割 等

※ 上記の他、必要・有効と考えられる調査内容について、企画提案を受けるものとする。

### (3) 鉄道ネットワークの総合評価

(1)、(2)の評価分析を踏まえ、本道の鉄道ネットワークが有する役割や価値について総合的に評価を行う。

### (4) 有識者の選定

調査項目の選定、調査実施の際は有識者を選定し、その意見を踏まえながら、実施するものとする。

### (5) 事業結果の取りまとめ

事業の実施結果をまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体（A4 版）30 部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とする。

### (6) 納入場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課鉄道交通班

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和 5 年（2023 年）3 月 27 日（月）12:00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

ウ 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課鉄道交通班（担当：山中・倉坂）

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 011-231-4111（内線 23-775）

011-204-5351（直通）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和 5 年（2023 年）3 月 14 日（火）から 4 月 10 日（月）まで

なお、交付時間は、8:45 から 17:30 まで（日曜及び土曜日を除く）とする。

(2) 交付場所

3 (1) ウに同じ。

(3) 交付方法

3 (1) ウで交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 3 の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を

行う。

- (2) 前項 (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和5年(2023年)4月11日(火)12:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

ウ 提出場所

3(1)ウに同じ

## 6 提案の無効事業

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

## 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

3(1)ウに同じ

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者は公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。